

雇用関係助成金のお知らせ

ご案内

キャリアアップ助成金の活用事例の紹介

「社会保険適用時処遇改善コース」と「賃金規定等改定コース」

令和6年10月からの社会保険の適用拡大に伴い、新たに加入対象となる労働者に対して社会保険の加入の取組を行う場合「社会保険適用時処遇改善コース」が活用できます。また対象者以外にも賃上げを行う場合は「賃金規定等改定コース」を併用することも可能です。8月号では上記の2つのコースについて、これまでハローワーク米沢に助成金の申請をいただいた活用事例を交えて紹介させていただきます。

1. 社会保険適用時処遇改善コース

社会保険適用時処遇改善コースには2つのメニュー(1)手当等支給メニューと(2)労働時間延長メニューがありますが、ハローワーク米沢に申請をいただいているメニューは全て(2)労働時間延長メニューです。こちらは週の所定労働時間を延長※1することで、新たに社会保険加入となる労働者※2の収入増加の取組を行った事業主に対して、**労働者1人あたり30万円**(大企業は3/4の額の22.5万円)助成されます。

※1 4時間未満延長の場合は、併せて基本給の増額が必要です

※2 対象となる労働者は社会保険加入日の6か月前の日以前から継続して雇用され社会保険の加入要件を満たさない条件で就業していた者になります

活用事例 ① 介護事業

労働時間延長メニュー 週4時間延長

対象労働者	社会保険加入日	週の所定労働時間
パート従業員1名	令和6年1月1日	16時間 → 20時間 (1日4時間 → 1日5時間)
事業所規模	雇用保険	社会保険
101人以上(大企業)	加入なし → 加入あり	加入なし → 加入あり
助成額	22.5万円 × 1名 = 22.5万円	

取組による効果

- ・従業員の手取り金額を減らすことなく雇用保険・社会保険に加入できた
- ・従業員が年収の壁106万(月額8.8万)を気にせず働けるようになった
- ・社会保険加入になったことで働き方の意識が変わり、令和6年4月1日からは准社員として週32時間(1日8時間)で勤務することになった

対象労働者	社会保険加入日	週の所定労働時間
パート従業員 9名	令和5年10月1日	25時間 → 30時間 (1日5時間 → 1日6時間)
事業所規模	雇用保険	社会保険
100人以下 (中小企業)	加入あり → 加入あり	加入なし → 加入あり
助成額	30万円 × 9名 = 270万円	

取組による効果

- ・従業員が手取り金額を減らすことなく社会保険に加入できた
- ・従業員が年収の壁130万（月額10.8万）を気にせず働けるようになった
- ・繁忙期や人手が足りない時にシフトを増やしたり、残業をお願いできるようになったことで事業所の人手不足解消に貢献してもらえた

2, 賃金規定等改定コース

有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を**3%以上増額改定**し、その規定を適用させた場合に助成となります。1人あたりの助成額は下記の通りです。また、職務評価の手法を活用し賃金規定等を増額改定した場合、中小企業20万（大企業15万）加算されます。

賃金引き上げ率	3%以上5%未満	5%以上
中小企業（大企業）	5万円（3.3万円）	6.5万円（4.3万円）

対象労働者	賃金規定適用日	基本給（時給）
契約社員 2名	令和5年10月1日	855円 → 900円 (引き上げ率5.2%)
助成額	6.5万円 × 2名 = 13万円	

助成金活用に向けた取組・ポイント

- ・助成金を活用するため、令和5年度の**最低賃金の改定（R5.10.14から）**に先駆けて**賃金規定等を増額改定**し、令和5年10月1日から時給を5%以上増額したもの
- ・最低賃金の改定前**に取り組めば**、賃金規定等改定コースを活用できる可能性がある

ハローワーク米沢

令和6年8月20日 ハローワーク米沢発行
米沢所公式HPから登録できます バックナンバーも掲載中



メール配信登録も好評受付中

担当：専門援助部門 TEL 0238-22-8155

〒992-0012 米沢市金池3-1-39

ハローワーク米沢で取扱う雇用関係助成金は
2階の専門援助部門の窓口でご対応します
お気軽にお問い合わせください